

● 月潟村では介護保険施行に合わせて、現行福祉サービスの拡充と新サービスを開始いたします。

■ 介護保険周辺福祉サービス

※ 社協委託一月潟村社会福祉協議会委託事業 社協事業一月潟村社会福祉協議会事業

事業項目	事業内容及び内容	対象者
老人給食サービス事業 社協委託	配食サービスにより栄養管理改善と安否の確認を行う。 週2回実施 利用者負担原材料費 300円/回	・65歳以上の一人暮らし及び高齢者世帯の在宅者、寝たきりの方並びに、昼間一人になる方
寝たきり老人等寝具乾燥事業	衛生管理のため寝具の洗濯乾燥消毒等のサービスを行う。 年4回を限度 利用者負担 1,000円/回	・要介護認定で「要介護1」以上の認定を受けた方 ・65歳以上の一人暮らしの方 ・重度の身体障害者であって、6ヶ月にわたり寝たきりの状態にある方
紙おむつ支給事業 社協委託	在宅の寝たきり者等の保健衛生の確保のための、紙おむつ購入代金を助成する。 月額 5,000円を限度	・要介護認定で「要介護2」以上の認定を受けた方で、紙おむつを必要とする方
日常生活用具貸与事業	特殊寝台、エアーマット、車椅子等を貸与する。 介護保険サービスと重複するため、段階的に廃止	・村民税非課税世帯で現物品のみ貸与（但し、短期間の場合に限る）
緊急通報装置貸与事業	緊急時に容易に通報できる装置を貸与する。 利用者負担 無料	・65歳以上の一人暮らし及び高齢者世帯の在宅者
訪問理美容サービス事業 社協事業	寝たきり者等の衛生向上のため散髪サービスを行う。 年2回を限度 利用者負担 1,000円/回	・要介護認定で「要介護3」以上の認定を受けた方で、理美容施設を利用することが困難な在宅者
介護手当支給事業	介護者に手当を支給する。 月額 10,000円を支給する	・65歳以上の寝たきり老人及び痴呆性老人等の中で、要介護認定で「要介護3」以上の判定を受けた方で、（特障手当受給者と被介護人が入院、入院中である場合は除く）介護をしている状態が継続的であると認められる方
老人世帯等牛乳支給助成事業 社協委託	健康増進と安否確認のため毎日牛乳を支給する。 対象者及び扶養義務者並びに生計中心者が所得税非課税の方——全額補助 対象者もしくは扶養義務者または生計中心者が所得税非課税の方——1/2補助	・65歳以上の一人暮らし及び高齢者世帯並びに寝たきりの在宅者 ・要介護認定で「要介護3」以上の認定を受けた方で日常生活で常時介護を必要とする方

タクシードライバー利用料、燃料費助成事業 社協事業	医療機関受診等に際しタクシー基本料及びそれに見合う燃料費を助成する。 タクシー基本料について48回/年及びそれに見合う燃料代	・65歳以上の一人暮らし老人等及び重度身体障害者で在宅者
家族介護者等支援交流事業	介護技術の向上と家族介護者同志の交流の場とし、家族介護者の福祉増進を図る。 利用者負担 無し	・在宅で要介護者等を介護する家族及び希望者
生きがい対応型デイサービス事業	各地区の集会施設等を利用し、通所により生きがい活動など各種サービスを提供する。 1回/週 利用者負担 昼食原材料費実費程度	・おおむね60歳以上の家に閉じこもりがちな方

■ 介護保険非該当者（自立者）に対する介護保険対象外サービス

事業項目	事業内容及び内容	対象者
訪問介護	自立判定者に対しヘルパーを派遣し、家事援助サービス等を行う。 1回/週 利用者負担 家事援助介護報酬の1割	・65歳以上の一人暮らし及び高齢者世帯で生活上支援が必要な世帯
短期入所（シヨートステイ）	施設を利用し、短期入所サービスを行う。 7日/6ヶ月を限度 利用者負担介護報酬の3割程度	・65歳以上自立認定者等でやむをえない事情やひとりで生活するのに不安のある方

■ 要支援・要介護認定者に対する介護保険対象外サービス

事業項目	事業内容及び内容	対象者
短期入所（シヨートステイ）	介護認定を受けた方に対し、給付限度を超えて短期入所サービスを行う。 7日/6ヶ月を限度 利用者負担介護報酬の3割程度	・要介護認定で「要支援」「要介護1～2」の認定を受けた在宅者